

子ども医療費助成制度改正について

これまで小学生・中学生の入院医療費と通院医療費（所得制限あり）について助成を行っていましたが、子育て世帯の経済的な負担を軽減し安心して子育てができる環境を整えるため、平成31年4月から通院医療費の所得制限の基準を変更し助成対象世帯を拡大するとともに、現物給付による助成を行います。

助成内容

対象となるもの： 医療機関等で支払った保険適用の医療費のうち、高額療養費および附加給付の支給額を除いた自己負担分を助成します。

対象学年： 小学1年生から中学3年生までの児童
(児童と保護者ともに近江八幡市に住所があることが条件となります)

所得制限： 入院医療費・・・なし
通院医療費・・・あり

助成方法： 入院医療費・・・償還払い → 医療機関で支払い後、申請により支給
通院医療費・・・現物給付 → 医療機関で受給券を提示することで自己負担なし

通院医療費所得制限判定基準

児童手当支給対象者の所得制限限度額未満であり児童手当が支給されていること。

(1月から9月診療分は前々年度の所得で判定された児童手当区分)

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
小学生	10,000円
	第3子以降は 15,000円
中学生	一律 10,000円

*特例給付は対象外です。

児童1人につき月額5,000円支給されている場合は、所得制限限度額以上の方のため対象外となります。

*近江八幡市以外から支給されている場合は、新規・更新時に児童手当が支給されていることのわかる書類の添付が必要です。

対象外のもの

※保険対象外のもの（文書料、差額ベッド代など）、食事代、交通事故等第三者行為によるもの

※ご加入の健康保険から支給される高額療養費、および家族療養費・附加給付金等

申請方法は裏面をご覧ください⇒



《お問い合わせ先》 近江八幡市役所保険年金課 TEL 36-5501（直通）

助成を受けるために

現物給付（通院のみ）

受給券が必要です。受給券の交付申請書は後日送付いたしますので、締切日までに申請をしてください。審査後、該当者へ受給券を送付いたします。

*滋賀県内のみ有効です。

医療機関で治療を受ける際に健康保険証と一緒に窓口で提示いただくと、保険診療内のみ無料で受診いただけます。

*県外で治療を受けた場合は市の窓口で「償還払い」の申請をしてください。後日、対象となる保険診療範囲内の金額をお返しします。

※障がい・ひとり親家庭等の医療費助成を受けている方の受給券はピンク色です。

受給券はオレンジ色です

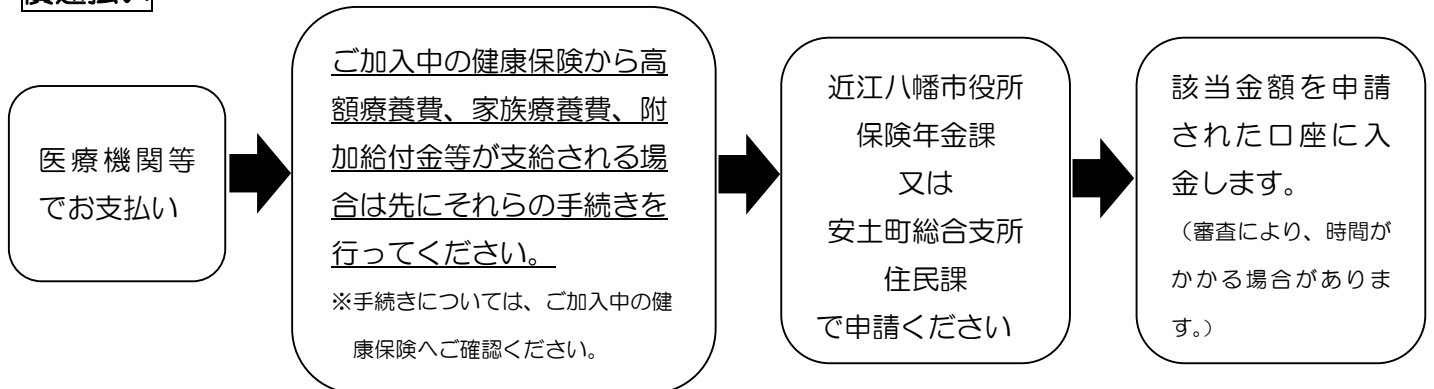
滋賀県内のみ有効			
福 祉 医 療 費 受 給 券 (小・中学生通院)			
福祉番号	*****	受給者番号	*****
居住地	近江八幡市榎宮町236番地		
受給者氏名	八幡 太郎		男
生年月日	平成24年 4月 2日		
有効期間	平成31年 4月 1日 から	平成40年 3月31日 まで	
発行機関 の長及び印	滋 賀 県 近 江 八 幡 市 長 印		
交付日	平成31年 4月 1日		
自己負担金	無		見本

*受給券は中学卒業まで有効の券を交付します。毎年資格審査を行い、途中で非該当になる場合は受給券を返却いただきます。資格喪失後に使用された場合は返金いただくこととなりますのでご注意ください。

*入院などで医療費が高額になる場合は、事前にご加入の健康保険組合などで「限度額適用認定証」の申請をしてください。

限度額適用認定証の申請をされずに高額医療の対象となった場合は、別途手続きが必要となります。

償還払い



申請に必要なもの

通院受給券新規申請・更新のとき

- 児童が加入している健康保険証
- 印鑑
- 児童手当が支給されていることのわかる書類（近江八幡市以外から支給されている方）

償還払い申請のとき

- 児童が加入している健康保険証
- 印鑑
- 通帳等振込先のわかるもの
- 領収書原本（受診者名、保険点数、支払金額、医療機関名が記載され領収印のあるもの）
- ご加入の健康保険から支給される高額医療費、附加給付金等の支給決定通知書（該当される方のみ）



《お問い合わせ先》 近江八幡市役所保険年金課 TEL 36-5501（直通）